

## 調査の概要

### 昭和15年国勢調査の概要

わが国の国勢調査は、つぎに示すように大正9年の第1回国勢調査以来5年目ごとに行なわれてきたが、昭和15年国勢調査はその第5回目の定期調査にあたる。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日

なお朝鮮、台湾、樺太、南洋群島、関東州の旧外地においてもつぎに掲げるようにそれぞれ国勢調査が行なわれ。また国勢調査と並行して在外本邦人の調査も行なわれた。

調査の名称	調査の期日
朝鮮昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
台湾昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
樺太昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和15年島勢調査	昭和15年10月1日
昭和15年関東州国勢調査	昭和15年10月1日

### 調査の期日

昭和15年国勢調査は、昭和15年10月1日午前零時現在によって行なわれた。調査の期日は、第1回国勢調査以来、一貫して10月1日であった。調査の期日を10月1日に選んだ事情は、「大正9年国勢調査報告記述編」に詳しく説明されている。

### 調査の根拠法令

昭和15年国勢調査は、「国勢調査ニ関スル法律」(明治35年法律第49号、改正大正11年法律第51号)にもとづいて施行された定期大調査である。「国勢調査ニ関スル法律」によれば、国勢調査は、各々10年ごとに本調査が、また中間5年目に簡易調査が行なわれることになっている。すなわち、各回調査のうち大正9年および昭和5年の各国勢調査が同法による本調査であり、大正14年および昭和10年の各国勢調査が簡易調査である。

昭和15年国勢調査を実施するため、「国勢調査ニ関スル法律」にもとづき、つぎの勅令、閣令および訓令が制定された。

- 昭和15年国勢調査施行令(昭和15年勅令 343号)
- 昭和15年国勢調査施行規則(昭和15年閣令第6号)
- 昭和15年国勢調査施行心得(昭和15年内閣訓令第2号)

また、外地における昭和15年国勢調査の実施に際しては、昭和15年国勢調査施行令にもとづき、つぎの府(庁)令および訓令が制定された。なお関東州については、「関東州国勢調査令(昭和14年勅令第310号)にもとづく局令および局訓令が制定された。

- 朝鮮総督府
  - 朝鮮昭和15年国勢調査施行規則
  - 朝鮮昭和15年国勢調査地方事務取扱規程
- 台湾總督府
  - 台湾昭和15年国勢調査施行規則
- 樺太庁
  - 樺太昭和15年国勢調査施行規則
  - 樺太昭和15年国勢調査施行心得
- 南洋庁
  - 昭和15年島勢調査規則
  - 昭和15年島勢調査事務取扱規程
- 関東局
  - 昭和15年関東州国勢調査規則
  - 昭和15年関東州国勢調査施行細則

### 調査の事項

昭和15年国勢調査では、後に述べるような調査票により、つぎに掲げる事項について調査を行なった。

1. 氏名
2. 世帯における地位
3. 男女の別
4. 出生の年月日
5. 配偶の関係
6. 所属の産業および職業
  - (1) 現在の所属の産業および職業
  - (2) 昭和12年7月1日の所属の産業および職業
7. 内閣総理大臣の指定する技能(指定技能)

8. 兵役の関係
9. 出生地
10. 本籍地
11. 民籍または国籍

つぎの者については、第6号の(2)および第7号の事項は調査しない。

- a. 現役軍人および応召中の在郷軍人
- b. 陸海軍の艦船に乗組中のもので、現役軍人または応召中の在郷軍人でないもの
- c. 従軍中の軍属、従軍報道班員、従軍神官、神職および従軍宗教家で帝国外に現在するもの  
また、外国人については第7号、第8号および第10号の事項は調査しない。

これらの調査事項は、銃後一般の者（内地に現在する者で現役軍人または応召中の在郷軍人でないもの）については、世帯主または世帯の管理者が、また上記の軍人、軍属等については、関係縁故世帯主または関係縁故世帯の管理者が自ら記入して申告する自計申告方式をとった。

昭和15年国勢調査における調査事項のうち注目すべき特色は、第1に、指定技能（指定の職業および指定

の学歴）および兵役の関係について調査したことであり、第2に、現在の経済活動にあわせて昭和12年7月1日現在における活動についても調査した点である。第3に、配偶関係について有配偶における届出の有無を調査したことである。

なお、昭和15年国勢調査の外地における調査事項を示すと下表のとおりである。

### 昭和15年国勢調査の外地における調査事項

調査事項		地 域	朝 鮮	台 湾	樺 太	南洋群島	関 東 州
氏 名			○	○	○	○	○
世帯における地位			○	○	○	○	○
男 女 の 別			○	○	○	○	○
出生の年月日			○	○	○	○ <sup>1)</sup>	○
配 偶 の 関 係			○	○	○	○	○
所属の産業 及職業	現在の所属の産業及職業		○	○	○	○	○
	昭和12年7月1日の所属の産業及職業		○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>
指 定 技 能			○ <sup>2)3)</sup>	○ <sup>2)3)</sup>	○ <sup>2)3)</sup>	○ <sup>2)4)</sup>	○ <sup>2)6)</sup>
兵 役 の 関 係			○ <sup>3)</sup>	○ <sup>3)</sup>	○ <sup>3)</sup>	○ <sup>5)</sup>	○ <sup>5)</sup>
出 生 地			○	○	○	○	○
本 籍 地			○ <sup>3)</sup>	○ <sup>3)</sup>	○ <sup>3)</sup>	○ <sup>5)</sup>	○
民 籍 又 は 国 籍			○	○	○	○ <sup>7)</sup>	○
種 族（土人に限る）				○	○		
婚 姻 の 年 月					○		
出 生 児 の 数					○		
国語普及の程度（本島人に限る）				○			
読み書きの程度（土人に限る）					○		
国語を解する程度（土人に限る）					○		
普通教育の有無（満15才以上）							○ <sup>8)</sup>
常 住 地						○	○ <sup>8)</sup>
在 台 年 数（内地人に限る）				○			
渡 来 の 年（内地人に限る）					○		
群島来往年月（邦人及外国人にして、群島に常住地を有する者）						○	
来 往 の 年							○ <sup>2)</sup>

〔注〕 1) 出生の年月。

2) 現役軍人、応召中の在郷軍人、軍人以外の艦船乗組員および内地または外地以外の地域において従軍中の軍属、報導班員、宗教家については調査しない

3) 外国人については調査しない。

4) 島民および外国人については調査しない。

5) 内地人以外の者については調査しない。

6) 満支人以外の外国人については調査しない。

7) 内地人については調査しない。

8) 満支人以外の者については調査しない。

## 調査の組織

内地における調査は、当時の内閣統計局が主管し、外地における調査は、おのおのの朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、南洋庁および関東局において主管して行なった。すなわち内地における調査は、内閣統計局を主管部局とする内閣総理大臣一府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。また、各府県には国勢調査の事務を処理するため臨時国勢調査部がおかれた。実地調査は、昭和15年国勢調査のため任命された253,690人(概数)の国勢調査員によって行なわれた。

このほか、国勢調査と並行して、在外本邦人の調査は外務省において施行した。ただし、在満洲国本邦人については、満洲国政府において調査した。

## 調査の方法

### 1. 調査区

調査を実施するに先立ち、調査の全域にわたって昭和15年国勢調査のための調査区が設定された。設定の基準はつぎのとおりである。

- (1) 調査区は1人の国勢調査員が1日中に、区内各世帯に申告書用紙を配付またはしゅう集し得る範囲であること。
- (2) 調査区の区域は、なるべく大字、小字など地理上独立の称呼を有する地域により、これによることができないときは、山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、通路、鉄道、電信、電話線など判明なるもので境界とすること。
- (3) 多数の人員が集合、居住する官公私の場屋、たとえば寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所など、または船舶の存在する場所は、その人員に応じて調査区を設定すること。
- (4) 特殊の事情があって、分割しない方が便利な場合においては、1町村をもって1調査区にすること。

このようにして設定された調査区数は210,650調査区(概数)で、昭和15年国勢調査の実施の基礎となり、原則として1調査区に1調査員を配置して調査を行なった。

### 2. 申告書

昭和15年国勢調査で用いられた申告書は、1世帯ごとに記入する世帯票で、付録として掲げてある様式のものである。なお、申告書のほかに照査表が各調査区ごとに作成され、世帯および世帯人員の確認に役立てられた。

### 3. 準備調査

国勢調査員は、昭和15年9月21日より同月30日までの間に受持調査区内の各世帯を巡回して、世帯および世帯人員を確認し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、申告書用紙を配付して記入を依頼した。この際、国勢調査員は受持調査区内の世帯の申告義務者の氏名、世帯人員概数および必要な申告書用紙の枚数を照査表に記入するとともに、実地調査の目印として世帯番号札を各世帯の門口に貼布した。さらに世帯所在地の地番号ならびに準世帯については、その種類および名称を調査した。

### 4. 実地調査

実地調査は、昭和15年10月1日(調査日)から10月7日までの1週間におこなって行なわれた。この期間に調査員は、ふたたび担当調査区内の各世帯を訪問し、申告義務者が作成した申告書を受取り、検査するとともに記入不備の点があれば、申告義務者に訂正させまたは質問の上訂正を行なった。

申告書の検査の際は、申告書の記入と準備調査で作成した照査表とを照合し、これに必要な訂正を行なった。

### 集計および集計結果

昭和15年国勢調査の結果は、内閣統計局において集計された。集計は機械集計によった。

昭和15年国勢調査の結果は、昭和16年4月に道府県、郡島しょ、市区町村別人口を官報で公表し、ついで昭和16年5月に「昭和15年国勢調査内地人口数(市区町村別)」を刊行したがその他の集計結果は戦時下の特殊事情によって公表されず結果原表として本局に保管され現在にいたっている。その間昭和24年3月に戦時中および終戦直後の人口に関する諸調査結果の摘要とともに昭和15年国勢調査結果の一部が「結果報告摘要」として刊行されているにすぎない。

統計原表と報告書収

統計原表		表章単位
原表名		
第一表 年令ニ依リチタル人口(内地人ノミ)	{ 全 国 道府県・郡市区	
第二表 産業(大分類),年令及配偶関係ニ依リ分チタル人口(内地人ノミ)	{ 全 国 道 府 県 郡 市 区	
第三表 産業(大分類)ニ依リ分チタル人口(外国人ヲ除ク)	{ 全 国 道府県・郡市区	
第四表 産業(小分類),年令,事業上ノ地位(事業主,家族従業者,其ノ他ノ有業者)ニ依リ分チタル人口(外国人ヲ除ク)	{ 全 国 道 府 県	
第五表 現産業(中分類),前産業(小分類),年令ニ依リ分チタル人口	{ 全 国 道 府 県	
第六表 産業(小分類),職業(小分類),年令及兵役関係ニ依リ分チタル人口(外国人ヲ除ク)	全 国	
第七表 産業(中分類),年令,経験年数ニ依リ分チタル指定ノ現職業者(外国人ヲ除ク)(欠)	全 国	
第八表 産業(中分類),職業(小分類),年令,経験年数ニ依リ分チタル指定ノ前職業者	全 国	
第九表 産業(中分類),職業(小分類),年令ニ依リ分チタル指定ノ学歴者(外国人ヲ除ク)	全 国	
第十表 民籍及国籍ニ依リ分チタル帝国版図内ノ人口及世帯	{ 内地・朝鮮・台湾・樺太・関東州・南洋群島	
第十一表 世帯及人口	全 国 道府県・郡・市区町村	
第十二表 民籍及年令ニ依リ分チタル人口	全 国	
第十三表 本籍者ヲ現在地に依リ分チタル人口	全国・道府県・樺太	
第十四表 本籍者ヲ現在地及産業(中分類)ニ依リ分チタル男子人口	全 国・道府県	
第十五表 本籍者ヲ現在地ニ依リ分チタル人口	六 大 都 市	
第十六表 年令ニ依リ分チタル人口(A 内地人, B 朝鮮人, C 其ノ他ノ外地人)	{ 全 国 道府県・郡市区	
第十七表 産業(大分類),年令及配偶関係ニ依リ分チタル人口(内地人ノミ)	{ 全 国 道府県・郡・市区	
第十八表 未 集 計		
第十九表 産業(小分類),年令,事業上ノ地位(事業主,家族従業者,其ノ他ノ有業者)ニ依リ分チタル人口(外国人ヲ除ク)	{ 全 国 道 府 県	
第二十表 産業(小分類),職業(小分類),年令及兵役関係ニ依リ分チタル人口(欠)	全 国	
第二十一表 産業(小分類),職業(小分類),年令ニ依リ分チタル内地在住ノ朝鮮人(欠)	全 国	
第二十二表 国籍ニ依リ分チタル外国人	全 国	
第二十三表 民籍及年令別軍人,軍属其ノ他	全 国	

注) 備考欄の※印は統計表作成に使用したそのほかの統計原表の番号を示す。

載の統計表との対照表

巻別	報告書収載の統計表名	表章単位	備考
{ =	{ 第2表 産業(大分類),年令(5才階級),配偶関係(3区分)および男女別有業者数——全人口, 銃後人口	全	※ 17
	{ 第3表 産業(大分類),年令(5才階級)および男女別有業者数——銃後人口	全・県・郡・市区	
=	第1表 産業(大分類)および男女別有業者数——銃後人口	全・県・郡・市区	
{ =	{ 第4表 産業(中分類),従業上の地位(3区分)および男女別有業者数——銃後人口	全・県	
	{ 第6表 産業(小分類),年令(10才階級)および男女別有業者数——銃後人口	全	
=	第7表 現産業(中間分類),前産業(中間分類),年令(10才階級)および男女別人口——銃後人口	全	
{ =	{ 第5表 産業(中分類),職業(中分類)および男女別有業者数——銃後人口	全	
	{ 第8表 職業(小分類),年令(5才階級)および男女別人口——銃後人口	全	
=	第9表 職業(中分類),年令(10才階級)および男女別指定の前職業者数——銃後人口	全	
=	第10表 職業(中分類),年令(10才階級)および男女別指定の学歴者数——銃後人口	全	
-	第5表 民籍または国籍および男女別人口——全人口	全	※ 22
-	第1表 世帯および男女別人口——全人口	全・県・郡・市区町村	
-	第6表 本籍地,現在地および男女別人口——全人口	全・県	
{ -	{ 第2表 年令(各才)および男女別人口——全人口	全	
	{ 第3表 年令(5才階級)および男女別人口——全人口	全・県	
{ =	{ 第4表 年令(5才階級),配偶関係(3区分)および男女別人口——全人口	全・県	※ 2
	{ 第4表 産業(大分類),年令(5才階級),配偶関係(3区分)および男女別有業者数——全人口, 銃後人口	全	
-	第5表 民籍または国籍および男女別人口——全人口	全	※ 10

## 調査の範囲

昭和15年国勢調査における調査の範囲は、各回の国勢調査の範囲とはいちじるしい相違があり、戦時下における事情を反映して、広範囲にわたって調査されている。

### 1. 地域範囲

昭和15年国勢調査は、これまでに行われてきた大正9年、大正14年、昭和5年および昭和10年の国勢調査と同様に、「国勢調査ニ関スル法律」（明治35年法律第49号改正大正11年法律第51号）にもとづいて施行されたが、その規定によると国勢調査は「帝国版図内ニ施行ス」ることになっている。したがって旧内地の沖縄を含む47道府県のみならず、朝鮮、台湾および樺太の旧外地を含めて行なわれた。また帝国版図外の地域においても、これと並行して、同時期に関東洲（租借地）および南洋群島（委任統治領）でも調査が行なわれた。なお昭和15年国勢調査と並行して、外務省において在外邦人調査も行なっている。これら国勢調査の行なわれた地域の地図を本書にかかげている。

この報告書では、各回調査結果との比較を可能ならしめるため、旧内地より沖縄県を除いた46道府県の調査結果を用いることとした。しかし、集録の統計表のなかには結果原表の関係から沖縄県が除かれていないものがあるから注意されたい。

## 2. 調査の対象

昭和15年国勢調査では、これまでに行われてきた調査と同様に帝国版図内に現在するものをすべて調査したものであるが、そのほか帝国版図外にある下記の軍人、軍属等についても調査した。調査は原則として現在人口を調査したが、軍人、軍属等については調査の時期すなわち10月1日午前零時にその現在する場所が何処であってもすべて縁故世帯の一員として調査したのである。

- a. 現役軍人および応召中の在郷軍人
- b. 陸海軍の艦船に乗組中のもので現役軍人または応召中の在郷軍人でないもの。
- c. 従軍中の軍属、従軍報導班員、従軍神官、神職および従軍宗教家で帝国版図外に現在するもの。

なお本書において、「銃後人口」と称するものは内地に現在した者で現役軍人または応召中の在郷軍人でないものをいい、この銃後人口と上記の軍人、軍属等を合せたものを「全人口」と称している。したがって、全人口には内地外にいた軍人、軍属等を含んでいることが昭和15年国勢調査の特色となっている。銃後人口、全人口および軍人、軍属等は下表のとおりであるが軍人、軍属等のうち約120万は海外にいたと推定されている。

昭和15年国勢調査人口

		総 数		男		女	
		沖縄を含む	沖縄を除く	沖縄を含む	沖縄を除く	沖縄を含む	沖縄を除く
全人口	総 数	73 114 308	72 539 729	36 566 010	36 295 330	36 548 298	36 244 399
	内 地 人	71 810 022	71 236 546	35 777 983	35 508 056	36 032 039	35 728 490
	外 地 人	1 265 049	1 264 035	762 578	761 871	502 471	502 164
	外 国 人	39 237	39 148	25 449	25 403	13 788	13 745
銃後人口	総 数	71 419 880	70 857 211	34 874 243	34 615 463	36 545 637	36 241 748
	内 地 人	70 115 637	69 554 071	34 086 259	33 828 232	36 029 378	35 725 839
	外 地 人	1 265 006	1 263 992	762 535	761 828	502 471	502 164
	外 国 人	39 237	39 148	25 449	25 403	13 788	13 745
軍人 軍属等 (再掲)	総 数	1 694 428	1 682 518	1 691 767	1 679 867	2 661	2 651
	内 地 人	1 694 385	1 682 475	1 691 724	1 679 824	2 661	2 651
	外 地 人	43	43	43	43	0	0

## 用語の解説

## 1. 世帯

世帯の定義を示すとつぎのとおりである。

1. 世帯には普通世帯と準世帯とがある。
2. 普通世帯とは住居および家計を共にする者の集りをいう。
3. 1人で住居を有し家計を立てている者もまた1つの普通世帯である。
4. 家計を共にするも別に住居を有する者は住居を異にするごとに各1つの普通世帯である。
5. 住居を共にするも別に家計を立てている者は家計を異にするごとに各1つの普通世帯である。
6. 準世帯とは寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所、船舶等にある家計を共にしない者の集りをいう。
7. 旅館、下宿屋等では営業主およびその家族、雇人等の集りは1つの普通世帯であって、旅客、下宿人等の集りは1つの準世帯である。営業主の普通世帯なき旅館、下宿屋、店舗等では旅客、下宿人、雇人等の集りを1つの準世帯とする。
8. 旅館、下宿屋等の宿泊人中明らかに普通の世帯をなしている者は別の世帯である。
9. 間借自炊をしている者は間貸主の世帯とは別の世帯である。
10. 素人下宿の下宿人は別の準世帯としない。
11. 寄宿舍、病院等のごとき準世帯の構内または建物内に管理者、事務員、門番等の普通世帯があるときはこれを準世帯と混同してはならない。
12. 家計を共にする者のみ乗り組んだ船舶、舟筏の世帯は普通世帯であって準世帯ではない。
13. 起臥飲食の設備のない船舶、舟筏には世帯がない。

## 2. 年令

昭和15年国勢調査で表章されている年令は、調査期日昭和15年10月1日現在による満年令である。なお、数え年別の集計をあわせて行なっているが、本書には掲載していない。

## 3. 配偶関係

昭和15年国勢調査における配偶関係は、届出の如何にかかわらず、調査時の実際の状態によることとし、したがって、内縁関係の場合でも有配偶に含まれる。配偶関係は、つぎの3種類に分けらるるが、有配偶については婚姻の届出の有無別に2区分した。

未婚……まだ結婚したことの無いもの。

有配偶……現に配偶者のあるもの

死離別……配偶者に死別または離別して現に独身のもの。

## 4. 出生地

出生地は、内地で生れたものは出生の道府県郡市町村、外地で生れたものは、朝鮮、台湾、樺太、関東州または南洋群島、外国で生れたものはその国がそれぞれの出生地である。

## 5. 本籍地

本籍地は、内地および樺太に本籍のあるものについてのみ調査され、その道府県（樺太）郡市町村が本籍地である。生れたばかりで、出生届のまだすまないものは、親の本籍による。

## 6. 民籍または国籍

外地人の民籍は、朝鮮、台湾、樺太または南洋群島である。また外国人の国籍は、それぞれの国である。

※ ※ ※